

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程を公布する。
平成23年 5 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第32号

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員徽章及び職員証） 第37条 職員は、<u>大阪広域水道企業団職員徽章規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第7号）及び大阪広域水道企業団職員証規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第8号）の規定により、職員徽章を付け、及び職員証を所持しなければならない。</u>	（職員証） 第37条 職員は、職員証を所持しなければならない。

附 則

この規程は、平成23年 6 月 1 日から施行する。